

滝頭小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 3 日

改訂日 令和 5 年 2 月 6 日

(1) いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）※以下『法』という。】

法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の心情・立場に立つことが重要である。

②いじめの防止等の対策に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人ととの関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そのいじめを防止するためには、次のようなことが必要だと思われる。

- ①いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにもいつでも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害であるという認識および危機意識をもつこと。
- ②特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むこと。
- ③いじめのない社会実現に向け、学校・保護者・地域・行政機関など、市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動すること。
- ④子どもは、自らがいじめのない社会実現の推進者であることを自覚し、いじめを許さない態度を身につけること。

(2)『学校いじめ防止対策委員会』の設置

①委員会の構成員

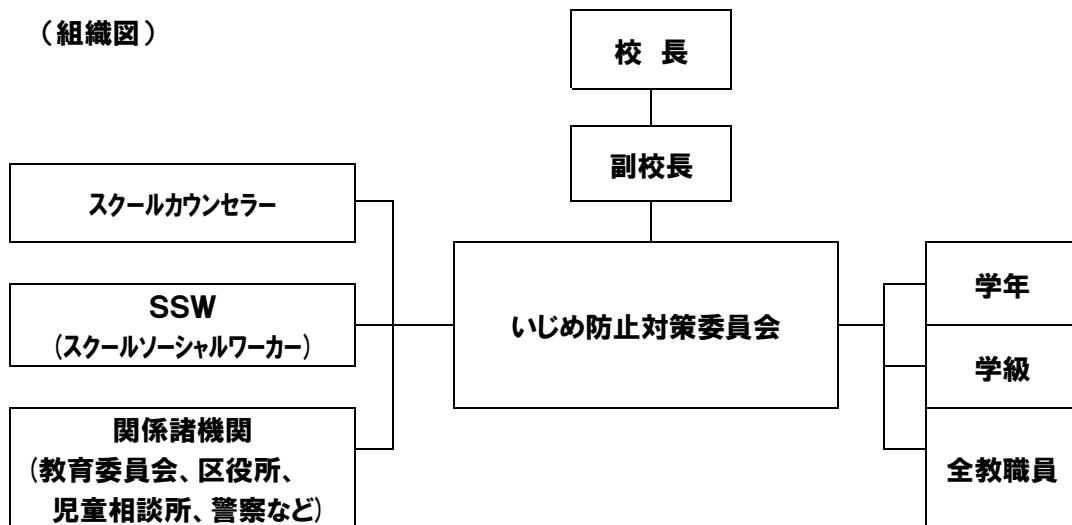
いじめ防止対策を推進するために校長を委員長、児童支援専任教諭を主任として、『学校いじめ防止対策委員会』を設置する。(以下『対策委員会』とする。)

(基本構成員) 校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、養護教諭、各学年児童指導部員、人権担当教諭、各ブロックチームマネージャー

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

★早期対応のため、構成員を柔軟に編制する場合もある。

(組織図)



②対策委員会の運営

- ・対策委員会を常設し、月一回以上、定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに対策委員会を開催する。(定期開催以外)
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③対策委員会の内容

●未然防止

- ・いじめの起きにくい、いじめを許さない学校風土、学級風土づくりを推進する。
- ・対策委員会の存在及び活動を、児童生徒及び保護者へ周知する。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口（代表窓口は児童支援専任教諭）を設置し、周知する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録し、共有する。
- ・疑いを含むいじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査などにより、事実関係の把握といじめであるか否かを判断する。

- ・児童理解、児童指導に関する教職員の資質の向上を図る。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導及び支援を行う。

●取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画の作成、実行、検証、修正する。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)

(3) いじめの未然防止、早期発見、事案対処

①いじめの未然防止

- ・児童にとって学校生活の拠り所となる学級づくりに力を注ぎ、お互いを尊重し、認め合う温かい風土を醸成する。
- ・児童理解に基づいた授業の充実、人権教育・道徳教育・いのちの学習の推進、特別支援教育の充実、YPアセスメントや横浜プログラムの活用などを行う。
- ・学年経営を充実させることで、各学級の学級づくりの支援、仲間づくりの機会や意識拡張を図り、集団の一員としての自覚を高める。
- ・学年(児童の発達段階)に応じた体験活動等を充実させる。
- ・全校で取り組む活動により、学級・学年でのいじめ防止につながる取り組みを強化・支援する。
- ・ふれあい活動(たてわり活動)を充実させる。(ふれあいタイム、ふれあい給食、ふれあいお別れ会など)
- ・あいさつ運動を推進させる。(児童会活動、PTA活動)
- ・「滝頭小学校のやくそく」に基づく生活ルールを徹底する。

②いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員の研修を行う。
- ・被害児童・保護者の思いに徹底的に寄り添う基本姿勢を確認する。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを行う。(児童支援専任教諭を中心とする、情報共有体制の構築)

⇒いじめ防止対策委員会

⇒職員会議での定期的な情報交換

⇒学年会議での日常的な情報交換⇒ブロックチームマネージャーへの確実な報告

⇒TMN会議での定期的な情報共有

- ・一人ひとりの児童を複数の教職員で見守る体制の構築

⇒児童支援専任、養護教諭、ブロックチームマネージャー、専科教諭、国際教室担当など

- ・定期的なアンケートの実施

・定期的な保護者との教育相談の実施(家庭訪問、個人面談、懇談会など)

- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③いじめに対する措置

- ・「学校いじめ防止対策委員会」で情報共有し、対応方針を決定し、記録する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童及び保護者への指導及び支援を行う。
- ・児童全体への指導及び支援と再発防止のための対策を行う。
- ・関係機関と連携する。(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察、スクールソーシャルワーカーなど)
- ・保護者との連携及び協力体制を築く。

④いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

【1】いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること

【2】いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめの解消に至るための取り組みとして、次のことを行う。
 - (1) 被害児童及び保護者から心情を聞く。
 - (2) 複数の教職員による、状態チェック、報告及び情報交換を実施する。
 - (3) 児童が気軽に相談できる機会を設定する。
 - (4) 加害児童及び保護者へ指導及び支援を行う。
 - (5) いじめを許さない学校風土をつくる。

⑤教職員への研修

- ・児童理解研修を推進する。
- ・必要に応じて講師を招いての特別研修を実施する。
- ・配慮が必要な児童に関する理解研修を実施する。
- ・「滝小のやくそく」に関する研修を実施する。

⑥学校づくり懇話会などの活用

「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連絡協議会」などを活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を、保護者や地域と共にし、連携及び協働して取り組む。

⑦取り組みの年間計画

令和5年度

月	取り組み内容	
4	年間計画と重点指導内容等の確認、学年引き継ぎ 学校いじめ防止基本方針の確認、「滝小のやくそく」の確認 特別支援教育の相談、児童理解研修、	保護者懇談会 家庭訪問
5	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）児童理解研修、ふれあい活動開始	家庭訪問
6	YP アセスメント・生活アンケート、修学旅行 宿泊体験学習、 防犯教室・携帯電話教室、いのちの学習(3年)	保護者懇談会 学家地連、防犯パトロール
7	横浜子ども会議、	三者面談、地域パトロール 地区懇談会
8	教職員研修	地域パトロール
9	ふれあい清掃、宿泊体験学習、いのちの学習(4年)	保護者懇談会
10	YP アセスメント・生活アンケート、スポーツフェスティバル	学校開く週間
11		防犯パトロール
12	いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート・教育相談）、人権週間、個人面談 いのちの学習(5年・妊婦体験)	個人面談
1	いのちの学習(6年・喫煙防止、薬物乱用防止)	学校運営協議会
2	ふれあいお別れ会、いのちの学習(1・2年)	保護者懇談会 学家地連
3	年間の振り返り、次年度への引き継ぎ 幼稚園・保育園・中学校との連携	

※上記活動の他にあいさつ運動（児童会：毎月、PTA：7・9・12・3月）を行う予定。

※滝小見守り安全隊による見守り活動（毎日）

（4）重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2項）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

（5）いじめ防止対策の点検・見直し

この「滝頭小学校いじめ防止基本方針」は、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う。（PDCAサイクル）必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。